

オートマ実行委員会 Presents 平成 30 年度 司法書士 本試験特別イベント

---

敵を知り、己を知ろう！2018 年度本試験 大反省会



# **午前の部**

## **(択一式 抜粋)**



第7問 物権的請求権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aの所有する甲土地の上にBが無権原で自己所有の乙建物を建てた後、乙建物につきBの妻であるCの承諾を得てC名義で所有権の保存の登記がされたときは、Aは、Cに対し、甲土地の所有権に基づき、建物収去土地明渡しを請求することができない。

イ Aの所有する甲土地の上にBが無権原で自己所有の乙建物を建てた後、その所有権の保存の登記をしないまま、Cに乙建物を譲渡した場合において、乙建物につき、Aの申立てにより処分禁止の仮処分命令がされ、裁判所書記官の囑託によるB名義の所有権の保存の登記がされたときは、Aは、Bに対し、甲土地の所有権に基づき、建物収去土地明渡しを請求することができる。

ウ Aが、Bの所有する甲建物を無権原で占有し、甲建物に増築をした場合には、当該増築部分が甲建物の構成部分になったときであっても、Bは、Aに対し、甲建物の所有権に基づき、当該増築部分の撤去を請求することができる。

エ Aの所有する甲土地から、Bの所有する乙土地に土砂が流れ込むおそれがある場合には、Aが自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にあっても、Bは、Aに対し、乙土地の所有権に基づき、予防措置を請求することができる。

オ Aが、Bとの間で、Aの所有する甲土地につき譲渡担保を設定し、所有権の移転の登記がされた場合において、Cが甲土地上に無権原で乙建物を建てて甲土地を占有しているときは、Aは、Cに対し、甲土地の所有権に基づき、建物収去土地明渡しを請求することができない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第15問** Aは、Bに対する貸金債権（元金のほか、利息及び遅延損害金を含む。）を担保するために、Bから、構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保として、甲倉庫内にある全ての鋼材についての帰属清算型の譲渡担保権の設定を受け、占有改定の方法によりその引渡しを受けた。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Bは、Aに対する譲渡担保権の設定に先立ち、Cに対して、甲倉庫内にある全ての鋼材を目的とする譲渡担保権を設定し、占有改定の方法による引渡しをしていたが、その事実をAに伝えていなかった。この場合において、BがAに対する貸金債務の弁済期を徒過したときは、Aは、譲渡担保権を実行することができる。

イ Bは、Aに対する譲渡担保権設定後、通常の営業の一環として、Cに対して、甲倉庫内にある鋼材の一部を売却し、Cの管理する乙倉庫に搬入した。この場合において、Bが貸金債務の弁済期を徒過していたときであっても、Aは、乙倉庫に搬入された鋼材について譲渡担保権を実行することができない。

ウ 甲倉庫内にある全ての鋼材は、BがCから買い受けたものであるが、Bはその代金をCに支払っていなかった。この場合において、Cが動産売買の先取特権に基づいて、甲倉庫内にある鋼材の競売の申立てをしたときは、Aは、譲渡担保権を主張して、当該競売手続の不許を求めることができない。

エ Aが譲渡担保権を実行しようとした際には、5年分の遅延損害金が発生していた。この場合において、Aの譲渡担保権によって担保される遅延損害金の範囲は、最後の2年分に限られない。

オ Bが貸金債務の弁済期を徒過した後、Aは、Cに対して、甲倉庫内にある全ての鋼材を売却した。この場合において、AがBに対して清算金支払債務を負うときは、Bは、Aが清算金支払債務を履行するまでの間に、Aに対する貸金債務の弁済をすれば、Cに対して、鋼材の所有権を主張することができる。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

第16問 詐害行為取消権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被保全債権が発生し、かつ、その履行期が到来した後にされた行為でなければ、これについて詐害行為取消権を行使することはできない。

イ 特定物の引渡請求権の債務者が当該特定物を処分することにより無資力となった場合には、当該引渡請求権が金銭債権に転じていなかったとしても、当該引渡請求権の債権者は、当該処分について詐害行為取消権を行使することができる。

ウ 詐害行為の受益者が債権者を害すべき事実について悪意である場合において、転得者が善意であるときは、転得者に対して詐害行為取消権を行使することはできない。

エ 債権者が受益者に対して詐害行為取消権を行使し、詐害行為を取り消す旨の認容判決が確定した場合であっても、債務者は、受益者に対して、当該詐害行為が取り消されたことを前提とする請求をすることはできない。

オ 金銭債務に対する弁済については、過大な代物弁済である場合を除き、詐害行為取消権を行使することはできない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

第17問 弁済に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 金銭債権について、外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。

イ 法律行為の当事者が第三者の弁済を禁止する意思表示したときは、弁済について利害関係を有する第三者であっても、弁済をすることができない。

ウ 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、別段の意思表示がないときは、弁済をする者は、債権発生の際の現状でその物を引き渡さなければならない。

エ 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは、引渡しをすべき時にその物が存在する場所において、しなければならない。

オ 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は債務者の負担となるが、債権者の行為によって弁済の費用が増加したときは、その増加額は債権者の負担となる。

1 アウ            2 アオ            3 イエ            4 イオ            5 ウエ



第19問 委任契約又は請負契約に関する次のアからオまでの記述のうち、「この契約」が委任契約である場合にのみ正しいこととなるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア この契約は、各当事者がいつでもその解除をすることができるが、相手方にとって不利な時期に解除をするには、やむを得ない事由が必要である。

イ この契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

ウ この契約は、有償契約のものも、無償契約のものもある。

エ この契約の当事者の一方による解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

オ この契約は、当事者のいずれかが後見開始の審判を受けた場合には、終了する。

1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

第25問 自首に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、窃盗により逮捕された際に、取調官Bが余罪の嫌疑を持ってAの取調べを行ったことが契機となって、反省悔悟し、その余罪についても供述した。この余罪については、Aには、自首は成立しない。

イ Aは、Bの財物を窃取したが、その後、警察に自首した。この場合、Aの窃盗罪の刑は任意的減軽又は免除の対象となる。

ウ Aは、Bを殺害した後に逃走した。警察は、捜査の結果Aがその犯人であることを把握したものの、Aの所在を全く把握することができなかった。Aは、犯行から10年経過後、反省悔悟し、警察に出頭して、自己の犯罪事実を自発的に申告した。この場合、Aには、自首は成立しない。

エ Aは、生活保護費を詐取していたが、その後、区役所の担当職員Bに対し、生活保護費を詐取していた事実を申告し、自らの処置を委ねた。この場合、Aには、自首が成立する。

オ Aは、路上でBを殺害したが、そこには多数の目撃者がいた。Aは、逃げられないと観念し、警察署に出頭し、自己の犯罪事実を自発的に申告したが、たまたまその時点で警察はAがその殺人事件の犯人であることを把握していなかった。この場合、Aには、自首は成立しない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

第29問 新株予約権（譲渡制限新株予約権を除く。）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集新株予約権の内容として、その行使に際して出資を要しない旨を定めることができない。

イ 会社法上の公開会社において、募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が当該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、当該募集新株予約権に関する募集事項の決定は、株主総会の特別決議によらなければならない。

ウ 二以上の者の共有に属する新株予約権についての権利を行使する者の指定及び株式会社に対する通知を欠く場合において、当該新株予約権の共有者が当該権利を行使することに株式会社が同意していないときであっても、当該共有者は、新株予約権原簿の名義書換請求をすることができる。

エ 募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結して当該募集新株予約権が発行された場合において、当該募集新株予約権の発行が法令又は定款に違反し、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、当該募集新株予約権の新株予約権者に対し、会社法上、当該募集新株予約権の行使をやめることを請求することができる。

オ 新株予約権付社債については、当該新株予約権付社債についての社債が消滅した場合を除き、当該新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第32問** 持分会社に関する次の1から5までの記述のうち、**正しいものは**、どれか。

- 1 持分会社を設立するには、その社員になろうとする者は、定款を作成し、その定款に公証人の認証を受けなければならない。
- 2 合同会社においては、その社員が破産手続開始の決定を受けたことによっては退社しない旨を定款で定めることができない。
- 3 合名会社の社員は、当該社員以外の社員の過半数の承諾があれば、その持分を他人に譲渡することができる。
- 4 合資会社が資本金の額を減少する場合には、当該合資会社の債権者は、当該合資会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる。
- 5 合名会社の成立後に加入した社員であっても、その加入前に生じた当該合名会社の債務について、これを弁済する責任を負う。

第34問 吸収合併に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 吸収合併存続株式会社が株主総会の決議によって吸収合併契約の承認を受けなければならない場合において、承継する吸収合併消滅株式会社の資産に吸収合併存続株式会社の株式が含まれるときは、吸収合併存続株式会社の取締役は、その承認を受ける株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

イ 吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅株式会社の特別支配会社である場合であっても、吸収合併消滅株式会社の反対株主は、吸収合併消滅株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

ウ 吸収合併存続株式会社が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅株式会社の株主に対して合併対価として吸収合併存続株式会社の譲渡制限種類株式が割り当てられるときは、当該譲渡制限種類株式を引き受ける者の募集について当該譲渡制限種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがあるときであっても、吸収合併存続株式会社において、当該譲渡制限種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

エ 吸収合併存続株式会社の甲種種類株式と乙種種類株式の価値が等しい場合には、吸収合併消滅株式会社の株主Aに対して甲種種類株式1株を、吸収合併消滅株式会社の株主Bに対して乙種種類株式1株を、それぞれ交付するという吸収合併契約における合併対価の割当てに関する事項についての定めをすることができる。

オ 吸収合併消滅株式会社の代表取締役が効力発生日後吸収合併の登記の前に第三者に対し吸収合併消滅株式会社が所有していた不動産を譲渡した場合には、吸収合併存続株式会社が吸収合併により当該不動産を取得したことは、当該第三者が悪意であるときであっても、当該第三者に対抗することができない。

1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ



# **午後の部**

## **(択一式 抜粋)**





第17問 登記記録に次のような記録（抜粋）がある甲土地について、次のアからオまでの記述のうち、第1欄の申請人が第2欄の登記を書面により申請した場合において、第2欄の登記の完了後に登記所が交付した第3欄の登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）及び登記完了証の通数が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、第1欄の申請人は、第2欄の登記を申請するに当たって、第3欄の書面の交付に関する申出をしていないものとする。

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成30年2月1日 第2000号	原因 平成30年2月1日売買 共有者 持分3分の2 A 3分の1 B

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成30年2月1日 第2001号	原因 平成30年2月1日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金500万円 利息 年3% 債務者 A 抵当権者 C

	第1欄	第2欄	第3欄
ア	A及びB	錯誤を登記原因とする、A及びBの持分をそれぞれ2分の1ずつとする所有権の更正の登記	登記識別情報通知書 不交付 登記完了証 1通
イ	A、B及び受託者D	信託を登記原因とする共有者全員持分全部移転の登記及び信託の登記	登記識別情報通知書 1通 登記完了証 2通
ウ	第三者E	贈与を登記原因としてAの持分の全部の移転の登記手続を求める確定判決に基づき申請する当該持分全部移転の登記	登記識別情報通知書 1通 登記完了証 2通

エ	Cの法定相続人である F及びG	相続を登記原因とする 抵当権の移転の登記	登記識別情報通知書 1通 登記完了証 2通
オ	A, B及び C	弁済を登記原因とする 抵当権の登記の抹消	登記識別情報通知書 不交付 登記完了証 2通

1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

第18問 書面による申請又は嘱託における印鑑に関する証明書の添付に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不動産の共有者である所有権の登記名義人の全員が3年間共有物の分割を禁止する旨の定めをし、当該定めを追加する旨の所有権の変更の登記を申請するときは、当該登記名義人の全員の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

イ 地上権の設定請求権の仮登記の登記名義人の承諾を証する書面を添付して、当該仮登記の登記上の利害関係人が単独で当該仮登記の抹消の登記を申請するときは、当該仮登記の登記名義人の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

ウ 雇用契約における使用者が所有権の登記名義人である不動産について、労働者の当該使用者に対する退職金債権を被担保債権とする一般の先取特権の保存の登記を申請するときは、当該使用者の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

エ 自己信託の登記がされた不動産について、当該自己信託に係る信託行為の定めに基づき信託が終了したことにより当該不動産が委託者の固有財産となった旨の登記を申請するときは、受託者の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

オ 税金の滞納者が所有権の登記名義人である不動産について、税務署が公売処分による当該不動産の所有権の移転の登記を嘱託するときは、その嘱託情報に記名押印した者に係る印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

- 1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ

第19問 登記識別情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aの破産管財人Bが、破産財団に属する甲土地を裁判所の許可を得て売却し、その所有権の移転の登記を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供することを要する。

イ 甲土地について、甲区1番でAを登記名義人とする所有権の保存の登記がされた後に、甲区1番付記1号でA及びBの共有名義とする更正の登記がされている場合において、A及びBを設定者とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区1番及び甲区1番付記1号で通知された登記識別情報を提供することを要する。

ウ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aとその配偶者Bが離婚した後、AからBへの財産分与を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する旨の公正証書が作成された場合において、当該公正証書を登記原因証明情報として、AからBへの所有権の移転の登記を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供することを要しない。

エ Aが甲区2番及び甲区3番でそれぞれ所有権の持分を2分の1ずつ取得し、Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、甲区2番で登記された持分のみを目的とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区3番の持分を取得したときに通知された登記識別情報を提供することを要しない。

オ 甲土地について、Aを抵当権者とする順位1番の抵当権、Bを根抵当権者とする順位2番の根抵当権、Cを抵当権者とする順位3番の抵当権の設定の登記がそれぞれされている場合において、Cの抵当権を順位1番、Aの抵当権を順位3番とする順位の変更の登記を申請するときは、Bに対して通知された登記識別情報を提供することを要しない。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

第29問 株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当該設立が発起設立であり、発起人がA及びBのみである場合において、A及びBの同意により、各発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数を10株ずつとしつつ、これと引換えにAが払い込む金銭の額を100万円、Bが払い込む金銭の額を50万円とそれぞれ定めたときは、その旨のA及びBの同意があったことを証する書面を添付しても、設立の登記を申請することはできない。

イ 当該設立が発起設立であり、発起人がA株式会社及びB株式会社のみである場合において、A株式会社及びB株式会社が両社の代表取締役を兼務するC名義の預金口座に出資に係る金銭を払い込んだときは、Cが設立する会社の設立時取締役でないとしても、各発起人がCに対して払込金の受領権限を委任したことを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。

ウ 当該設立が募集設立である場合において、公証人の認証を受けた定款について、発起人全員が監査役設置会社である旨の定めを追加する旨の同意をしたときは、改めて公証人の認証を受けなくとも、当該同意があったことを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。

エ 当該設立が募集設立であり、設立に際して普通株式のほか株主総会において議決権を行使することができないものと定められた種類株式を発行する場合において、発起人が創立総会の目的である会社の公告方法の変更について提案をし、当該提案につき普通株式の設立時株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、創立総会の決議があったものとみなされる場合に該当することを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。

オ 法務大臣の公告後2か月以内に事業を廃止していない旨の届出をせず、職権で解散の登記がされた休眠会社と商号及び本店の所在場所を同一とする株式会社の設立の登記を申請することはできない。

1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

第30問 金銭以外の財産を出資の目的とする募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 弁済期の到来した第三者に対する金銭債権を出資の目的とする場合において、会社が募集事項の決定の際に当該金銭債権の価額を1000万円と定めていたときは、その価額が相当であることについて当該会社の監査役である弁護士の証明を記載した書面及びその附属書類を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

イ 普通株式2000株のみを発行している会社が、その発行した償還期の到来していない社債を出資の目的とし、かつ、募集事項の決定の際に当該社債の価額を800万円と定めていた場合において、募集株式を引き受けようとする者が募集に係る普通株式200株の総数の引受けを行う契約を締結したときは、検査役の調査報告を記載した書面及び附属書類を添付しなければ、募集株式の発行による変更の登記を申請することができない。

ウ 普通株式2000株のみを発行している会社が、製造機械を出資の目的とし、かつ、募集事項の決定の際に当該機械の価額を500万円と定めていた場合において、募集株式の引受人に対し新たにその発行する普通株式200株及び自己株式50株を割り当てるときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しないで、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

エ 市場価格のある有価証券を出資の目的とし、かつ、会社が募集事項の決定の際に当該有価証券の価額を900万円と定めていた場合において、当該有価証券を当該会社に給付した日におけるその市場価格が1000万円であるときは、当該市場価格を証する書面を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

オ 不動産の賃借権を出資の目的とする場合において、会社が募集事項の決定の際に当該賃借権の価額を2000万円と定めていたときは、その価額が相当であることについて税理士の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第33問** A社を吸収合併存続株式会社とし、B社を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、A社及びB社は、いずれも取締役会設置会社とする。

ア A社及びB社の合意によって吸収合併の効力発生日を変更した場合には、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、効力発生日の変更に係るA社及びB社の合意を証する書面並びに効力発生日の変更の決議をしたA社及びB社の取締役会の議事録を添付しなければならない。

イ 吸収合併に際してA社の資本金の額が増加せず、かつ、その効力の発生と同時にA社の商号を変更する場合において、A社の吸収合併による変更の登記と商号の変更の登記を一の申請書で申請するときは、登録免許税の額は3万円である。

ウ 吸収合併に際してB社の新株予約権者に対してA社の新株予約権を交付する場合には、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、合併契約書のほか、B社の新株予約権の内容として、吸収合併によりB社が消滅する際には吸収合併存続会社の新株予約権を交付する旨を定めたB社の株主総会の議事録又は取締役会の議事録を添付しなければならない。

エ B社が現に株券を発行している株券発行会社である場合において、B社がA社の完全子会社であるときは、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、B社が株券の提出に関する公告をしたことを証する書面を添付することを要しない。

オ 会社法上の公開会社でないA社が、種類株式を発行していない会社法上の公開会社であるB社の特別支配会社である場合において、吸収合併に際してB社の株主に対してA社の株式を交付するときは、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、合併契約の承認の決議をしたB社の株主総会の議事録を添付しなければならない。

1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ





# 午後の部 (記述式)

**第36問** 別紙1の登記がされている不動産（以下「甲土地」という。）について、次の【**事実関係**】に記載された事実に基づき、司法書士法務直子が依頼を受けて申請した登記の手続について、後記の問1から問3までに答えなさい。

**【事実関係】**

- 1 甲山司は、甲土地の所有者であったが、平成7年4月10日に死亡した。
- 2 亡甲山司の子である甲山昭子は平成15年7月15日に死亡し、亡甲山司の前妻である甲山正子は平成18年10月5日に死亡した。
- 3 亡甲山司、亡甲山昭子及び亡甲山正子の各親族関係は別紙3のとおりである。
- 4 甲山治子は、認知症のため、別紙4のとおり、乙川平太が甲山治子の成年後見人、民事大介が成年後見監督人に就任している。
- 5 甲山治子は、亡甲山司と婚姻した当初から神戸市北区天神五丁目10番10号に居住している。
- 6 甲土地は、香川県の山沿いにある土地で、甲土地上に建物は建っておらず、誰も甲土地に居住したことはない。
- 7 甲土地の上には送電線路が設置されており、乙区1番で香川市銀座2119番の土地（以下「乙土地」という。）を要役地とする地役権の設定の登記がされている。乙土地の全部事項証明書は別紙2のとおりである。
- 8 平成30年2月頃、株式会社カガワソーラーは、甲土地の所有権を相続により取得した者及びその関係者に対し、太陽光発電の事業を行うための用地として、甲土地を買い取りたいという申出をした。
- 9 甲土地の所有権を相続により取得した者及びその関係者は、上記8の申出を受けて、甲土地について、法定相続分のと通りの相続による所有権の移転の登記をした後に、株式会社カガワソーラーとの間で売買契約を締結することを決めた。
- 10 亡甲山司、亡甲山昭子及び亡甲山正子のいずれも遺言書は作成しておらず、また、相続人間で成立した遺産分割協議もない。
- 11 平成30年4月5日、司法書士法務直子は、上記1から10までの事実を聴取し、同月16日、当該聴取に係る関係当事者全員からこれらの事実に基づいて行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受け、同日、当該依頼に係る登記の申請を行った。
- 12 平成30年4月25日、上記11の登記が完了したことから、株式会社カガワソーラーは、甲土地の売却に関する関係当事者全員（以下「売主」という。）との間で、別紙5の売買契約書記載のとおり、甲土地の売買契約を締結した。
- 13 乙川平太は、平成30年4月25日までに、甲山治子の成年後見人とし

て、必要な関係機関及び関係当事者の許可又は同意を得た。

- 14 平成30年5月10日、株式会社カガワソーラーは、別紙5の売買契約書記載の売買代金600万円全額を売主に支払い、売主はこれを受領した。
- 15 売主及び買主は、甲土地の所有権に関する登記の申請情報と併せて提供すべき、登記原因を証する情報（以下「登記原因証明情報」という。）を作成して提供することとし、平成30年5月10日、その起案を司法書士法務直子に依頼した。
- 16 平成30年5月10日、司法書士法務直子は、上記15の依頼に基づき、別紙6の登記原因証明情報を起案し、当該登記原因証明情報に、売主及び買主が記名押印した。
- 17 平成30年5月10日、司法書士法務直子は、上記12から14までの事実を聴取し、上記16のとおり登記原因証明情報の起案をしたほか、当該聴取に係る関係当事者全員からこれらの事実に基づいて行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受け、同日、当該依頼に係る登記の申請を行った。
- 18 上記17の登記が完了したことから、株式会社サンエネルギーと株式会社カガワソーラーは、甲土地の乙区1番で登記されている地役権の地役権者の承諾を得て、平成30年5月25日、甲土地に太陽光発電施設を設置し、その所有を目的として、別紙7の地上権設定契約書記載のとおり、地上権設定契約を締結した。
- 19 株式会社B銀行（取扱店 香川支店）は、平成30年5月25日、別紙8の根抵当権設定契約書記載のとおり、上記18において設定した地上権を目的として根抵当権設定契約を締結した。
- 20 平成30年5月25日、司法書士法務直子は、上記18及び19の事実を聴取し、当該聴取に係る関係当事者全員から、これらの事実に基づいて行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受け、同日、当該依頼に係る登記の申請を行った。

#### 〔事実関係に関する補足〕

- 1 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。  
なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。  
また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 2 **【事実関係】**は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務直子の説明内容は、全て適法である。
- 3 司法書士法務直子は、複数の登記の申請をする場合には、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を

申請する。また、司法書士法務直子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。

- 4 司法書士法務直子は、権利部（甲区）又は権利部（乙区）の各区において、複数の登記の申請をする場合には、登記原因の日付の古い順に登記を申請し、当該複数の登記の申請のうち登記原因の日付の先後が不明であり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、申請人の数が少ないものから順に申請するものとする。
- 5 本件の関係当事者間には、【**事実関係**】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 6 香川市は香川県に属しており、甲土地及び乙土地は高松法務局の管轄に属している。また、司法書士法務直子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 7 平成30年1月1日現在の甲土地に係る課税標準の額は、37万5600円とする。

問1 司法書士法務直子が平成30年4月16日に甲土地について申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記載される事項及び当該記録される事項に含まれない申請人（以下「申請事項等」という。問2及び問3において同じ。）並びに添付情報を、司法書士法務直子が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第1欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

問2 司法書士法務直子が平成30年5月10日に甲土地について申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等及び添付情報を、第36問答案用紙の第2欄(1)の各欄に記載しなさい。

また、【**事実関係**】の16の登記原因証明情報（別紙6）における「登記の原因となる事実又は法律行為」欄の（X）の欄に記載すべき事実や法律行為について、事実又は法律行為ごとに箇条書きで、第36問答案用紙の第2欄(2)に記載しなさい。

問3 司法書士法務直子が平成30年5月25日に甲土地について申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務直子が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第3欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「（被

- 承継会社) 」等の表示も記載する。
- (2) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
  - (3) 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び代位原因をも記載する。
- 2 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからムまで）を記載する。
  - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからムまで）を記載する。
  - (3) 後記【添付情報一覧】のアからムまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。
  - (4) 後記【添付情報一覧】のタからナまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。
  - (5) 後記【添付情報一覧】のハを記載するときは、記号の後に続けて、ハの括弧書きの「（何の事実を証するもの）」に当該事実を補い、「ハ（売買の事実を証するもの）」の要領で記載する。なお、ハのほかに添付をすることができる添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、ハを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。
  - (6) 後記【添付情報一覧】のヒ又はフの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ヒ又はフの括弧書きの「（何某のもの）」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「ヒ（株式会社XYZ銀行のもの）」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等である場合は、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。
  - (7) 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続きをすることができる登記については、後記【添付情報一覧】のへからムまでに掲げられた情報から選択し、その記号（へからムまで）を記載する。
  - (8) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄から第

3 欄まで（第2 欄(2)は除く。）の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

- 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 7 登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。
- 8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【添付情報一覧】

ア	甲山司の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書，戸籍謄本，除籍謄本及び改製原戸籍謄本	ソ	甲土地について平成30年5月25日付け申請により通知される登記識別情報
イ	甲山正子の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書，戸籍謄本，除籍謄本及び改製原戸籍謄本	タ	甲山治子の印鑑に関する証明書
ウ	甲山昭子の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書，戸籍謄本，除籍謄本及び改製原戸籍謄本	チ	甲山一郎の印鑑に関する証明書
エ	成年被後見人甲山治子に係る登記事項証明書（別紙4）	ツ	乙川和子の印鑑に関する証明書
オ	甲山司の住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）	テ	乙川平太の印鑑に関する証明書
カ	甲山正子の住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）	ト	株式会社カガワソーラーの印鑑に関する証明書
キ	甲山昭子の住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）	ナ	株式会社サンエネルギーの印鑑に関する証明書
ク	甲山治子の住民票の写し（本籍の記載あり）	ニ	売買契約書（別紙5）
ケ	甲山一郎の住民票の写し（本籍の記載あり）	ヌ	登記原因証明情報（別紙6）
コ	乙川和子の住民票の写し（本籍の記載あり）	ネ	地上権設定契約書（別紙7）
サ	乙川平太の住民票の写し（本籍の記載あり）	ノ	根抵当権設定契約書（別紙8）
シ	甲土地甲区1番の登記済証	ハ	登記原因証明情報（何の事実を証するもの）
ス	甲土地について平成30年4月16日付け申請により通知される登記識別情報	ヒ	登記原因につき第三者の許可，同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）
セ	甲土地について平成30年5月10日付け申請により通知される登記識別情報	フ	登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）
		ヘ	株式会社カガワソーラーの会社法人等番号
		ホ	株式会社サンエネルギーの会社法人等番号
		マ	株式会社A電力HDの会社法人等番号
		ミ	株式会社A電力開発の会社法人等番号
		ム	株式会社B銀行の会社法人等番号

別紙1 甲土地の全部事項証明書

表題部(土地の表示)		調製	平成11年7月22日	不動産番号	【省略】
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	香川市銀座			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2001番1	雑種地	10325	⋮	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年7月22日	

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和35年5月6日 第462号	原因 昭和35年5月6日贈与 所有者 香川市銀座88番地 甲山司 順位2番の登記を移記
	余白	余白	【省略】

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	平成2年5月14日 第4580号	原因 平成2年3月3日設定 目的 一、送電線路の最下垂時における電線から3・6メートルの範囲内における建造物の築造、送電線路の支障となる工作物の設置、竹木の植栽その他送電線路に支障となる一切の行為の禁止 二、送電線路の設置及びその保全のための土地立入 三、可燃性を有する危険物の製造、取扱及び貯蔵の禁止 範囲 全部 要役地 香川市銀座2119番 順位1番の登記を移記
	余白	余白	【省略】

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成30年4月2日

高松法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印



別紙2 乙土地の全部事項証明書

表題部(土地の表示)		調製	平成11年7月22日	不動産番号	【省略】
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	香川市銀座			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2119番	雑種地		2400	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年7月22日	

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和61年3月19日 第3355号	原因 昭和61年3月10日売買 所有者 香川市新橋55番地 株式会社A電力 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人 名称変更	平成28年5月16日 第9999号	原因 平成28年5月1日商号変更 商号 株式会社A電力HD
	余白	余白	【省略】
2	所有権移転	平成28年5月16日 第10000号	原因 平成28年5月1日売買 所有者 香川市新橋56番地 株式会社A電力開発

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	要役地役権	余白	承役地 香川市銀座2001番1 目的 一、送電線路の最下垂時における電線から3・6メートルの範囲内における建造物の築造、送電線路の支障となる工作物の設置、竹木の植栽その他送電線路に支障となる一切の行為の禁止 二、送電線路の設置及びその保全のための土地立入 三、可燃性を有する危険物の製造、取扱及び貯蔵の禁止 範囲 全部 平成2年5月14日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	【省略】

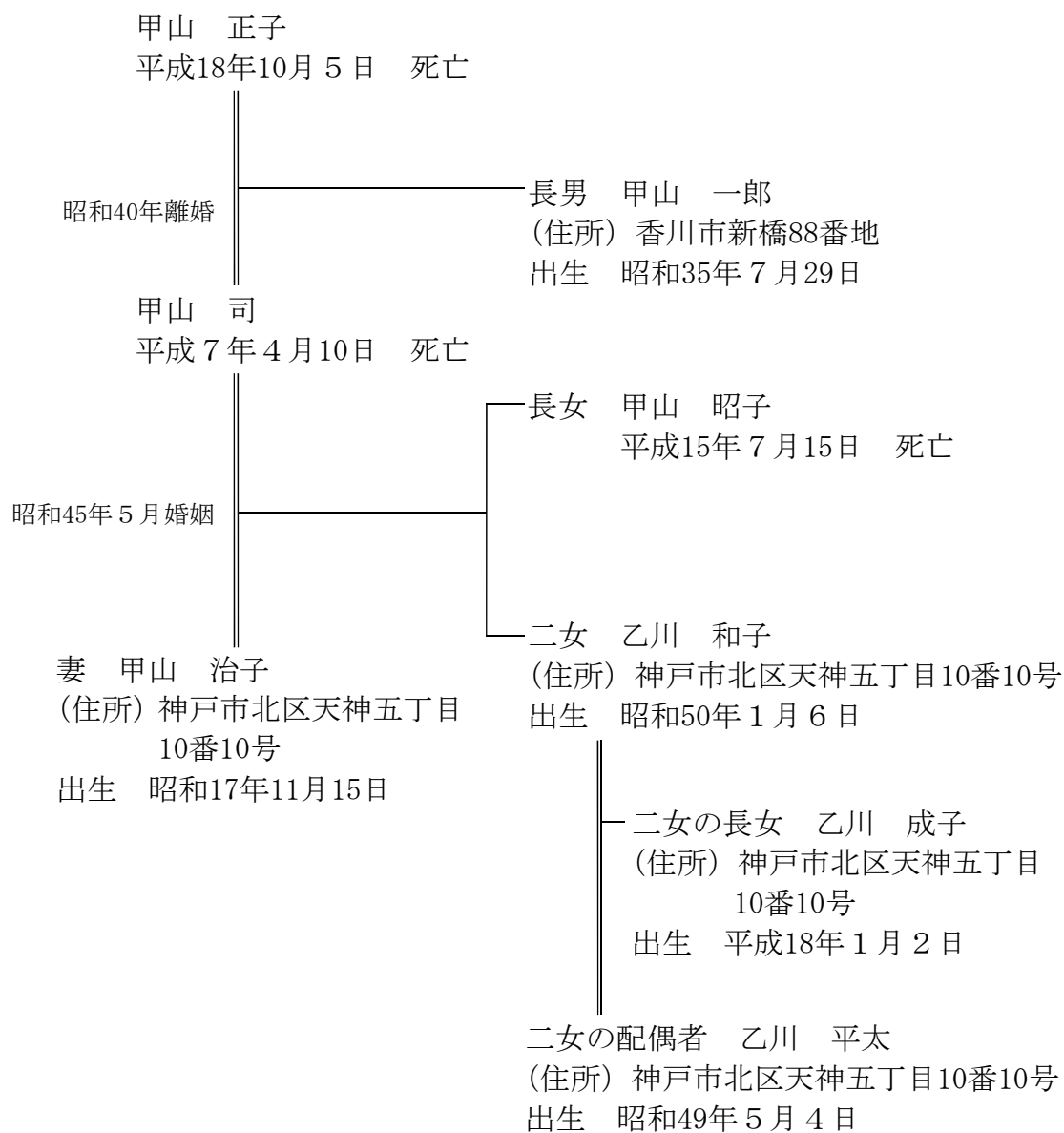
これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成30年4月2日

高松法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙3 亡甲山司・亡甲山昭子・亡甲山正子の親族関係



別紙 4 登記事項証明書

登記事項証明書

後 見

後見開始の裁判

【裁判所】神戸家庭裁判所  
【事件の表示】平成26年（家）第1234567号  
【裁判の確定日】平成26年9月19日  
【登記年月日】平成26年9月24日  
【登記番号】第2014-88888号

成年被後見人

【氏 名】甲山治子  
【生年月日】昭和17年11月15日  
【住 所】神戸市北区天神五丁目10番10号  
【本 籍】神戸市北区天神五丁目10番

成年後見人

【氏 名】乙川平太  
【住 所】神戸市北区天神五丁目10番10号  
【選任の裁判確定日】平成26年9月19日  
【登記年月日】平成26年9月24日

成年後見監督人

【氏 名】民事大介  
【住 所】神戸市東区博多三丁目1番1号  
【選任の裁判確定日】平成26年9月19日  
【登記年月日】平成26年9月24日

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成30年4月2日

東京法務局 登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙5 売買契約書

売買契約書

【印紙省略】

平成30年4月25日

売主 当欄には、関係当事者全員の住所及び氏名又は名称が記され、押印がされているものとする。

買主 香川市赤坂29番地  
株式会社カガワソーラー 印  
代表取締役 丙野次郎

上記売主及び上記買主は、売主所有に係る後記物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）について、本日、次のとおり、売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（売買）

第1条 売主は、買主に対し、本件土地を代金600万円にて売り渡し、買主は、これを買受けた。

（代金の支払）

第2条 買主は、売主に対し、平成30年5月25日限り、上記売買代金を支払う。

2 本件土地の所有権は、買主が上記売買代金の全額を支払い、売主がこれを受領した時に、売主から買主に移転する。

（所有権移転登記）

第3条 本契約による本件土地の所有権の移転の登記の手続は、上記売買代金の支払後、直ちに行う。

（担保権等の抹消）

第4条 売主は、前条に定める所有権の移転の登記の手続を行うまでに、本件土地について抵当権、質権、先取特権及び賃借権等の買主の完全な所有権の行使を妨げる一切の負担を除去しなければならない。ただし、平成2年5月14日高松法務局受付第4580号で登記されている地役権は買主の負担とし、その登記は抹消しない。

【中略】

物件目録

所	在	香川市銀座
地	番	2001番1
地	目	雑種地
地	積	10325平方メートル

別紙6 登記原因証明情報

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 【省略】
- (2) 登記の原因 【省略】
- (3) 当事者 登記権利者【省略】  
登記義務者【省略】
- (4) 不動産
  - 所在 香川市銀座
  - 地番 2001番1
  - 地目 雑種地
  - 地積 10325平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(X)

上記のとおり相違ない。

高松法務局 御中  
平成30年5月10日

当欄には、関係当事者全員の住所及び氏名又は名称が記され、押印がされているものとする。

別紙 7 地上権設定契約書

地上権設定契約書

【印紙省略】

平成30年 5月25日

土地所有者	香川市赤坂29番地 株式会社カガワソーラー 印
地上権者	代表取締役 丙野次郎 香川市四谷229番地 株式会社サンエネルギー 印 代表取締役 丁野五郎

株式会社カガワソーラー（以下「甲」という。）及び株式会社サンエネルギー（以下「乙」という。）は、本日、後記物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）について、次のとおり、地上権設定契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、本件土地について、乙に対し、太陽光発電施設所有を目的とする地上権を設定した。

（範囲）

第2条 本件土地には、ここには甲土地の乙区1番で登記されている地役権につき、当該地役権者の氏名又は名称が記載されているものとする。を権利者とする地役権が設定されているため、前条の地上権は、範囲を東京湾平均海面の上25・50メートルから上3・50メートルの間とする区分地上権とする。

（期間）

第3条 存続期間は、本日から252か月とする。

（地代及び支払時期）

第4条 地代は1平方メートル当たり年120円とし、乙は、毎年12月末日までに翌年分を前払にて支払うものとする。

（地代の改定）

第5条 甲及び乙は、経済情勢の変動、公租公課等の増加又は近隣地代との比較等によって地代が著しく不相当となったときは、協議の上、地代を改定することができる。

（登記）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本件地上権設定を原因とする地上権の設定の登記手続を行う。ただし、登記手続費用は、乙の負担とする。

【中略】

物件目録	
所在	香川市銀座
地番	2001番1
地目	雑種地
地積	10325平方メートル

別紙8 根抵当権設定契約書

根抵当権設定契約書

【印紙省略】

平成30年5月25日

根抵当権設定者 当欄には、根抵当権設定者全員の住所及び氏名又は名称が記され、押印がされているものとする。

根抵当権者 東京都渋谷区春日一丁目2番3号  
株式会社B銀行（取扱店 香川支店） 印  
代表取締役 【省略】

ここには根抵当権設定者の氏名又は名称が記載されているものとする。（以下「甲」という。）及び株式会社B銀行（取扱店 香川支店）（以下「乙」という。）は、次のとおり、根抵当権設定契約を締結した。

（根抵当権の設定）

第1条 甲は、別に約定した銀行取引約定書【省略】の各条項を承認の上、甲の有する後記物件目録記載の土地に設定された後記地上権の表示記載の地上権について、次の要領による根抵当権を設定した。

- (1) 極 度 額 金5,000万円
- (2) 被担保債権の範囲 ① 銀行取引による一切の債権  
② 乙が第三者から取得する手形上, 小切手上の債権
- (3) 債 務 者 香川市四谷229番地 株式会社サンエネルギー  
香川市赤坂29番地 株式会社カガワソーラー
- (4) 元本確定期日 定めない

（登記義務）

第2条 甲は、前条による根抵当権の設定の登記手続を直ちに行う。今後、本契約による根抵当権について各種の変更等の合意がされたときも、同様とする。

【中略】

物 件 目 録

所 在 香川市銀座  
地 番 2001番1  
地 目 雑種地  
地 積 10325平方メートル

地上権の表示 当欄には、上記物件目録記載の土地について、別紙7地上権設定契約書に基づき設定された地上権が記載されているものとする。

**第37問** 司法書士法務道子は、平成30年5月31日に事務所を訪れたエース株式会社の代表者から、別紙1から別紙5までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙8のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務道子は、同年6月29日に事務所を訪れたエース株式会社の代表者から、別紙3及び別紙5から別紙7までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務道子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年6月1日及び同年7月2日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 平成30年6月1日に司法書士法務道子が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 平成30年7月2日に司法書士法務道子が申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 エース株式会社の代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第3欄に「なし」と記載しなさい。



問4 問3の登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。問3の登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第4欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 エース株式会社の定款には、別紙1から別紙9までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 4 別紙中、「記載省略」と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 5 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 6 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 7 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【平成30年 5月30日現在のエース株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 エース株式会社

本店 東京都中央区中央一丁目1番1号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成13年2月1日

目的 1 コンピュータソフトウェアの開発及び販売

2 前号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 3000株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 500株

資本金の額 金2500万円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 A 平成22年2月26日重任

取締役 B 平成22年2月26日重任

東京都港区甲町1番地

代表取締役 A 平成22年2月26日重任

清算人 D 平成30年1月31日登記

東京都中央区乙町1番地

代表清算人 D 平成30年1月31日登記

監査役 C 平成22年2月26日重任

支店 1 大阪府中央区北町一丁目1番1号

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

解散 平成30年1月30日株主総会の決議により解散 平成30年1月31日登記

登記記録に関する事項 平成24年4月1日横浜市東区北一丁目1番1号から本店移転

平成24年4月5日登記

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

## 別紙 2

### 【平成30年 1 月30日時点のエース株式会社の定款】

#### 第1章 総 則

##### (商号)

第1条 当社は、エース株式会社と称する。

##### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
2. 前号に附帯関連する一切の事業

##### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

##### (機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、監査役を置く。

##### (公告をする方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

#### 第2章 株 式

##### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3000株とする。

##### (株式の譲渡制限に関する規定)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

##### (基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

#### 第3章 株主総会

##### (招集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

##### (議長)

第10条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第12条 当社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第13条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第15条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(報酬等)

第16条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第17条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第18条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第19条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第20条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第21条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附 則

(法令の準拠)

第23条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 3

【平成30年 5月30日開催のエース株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 会社継続の件

本日をもって会社を継続することが諮られ、満場一致をもって可決承認された。

第2号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって可決承認された（下線は変更部分）。

変更前	変更後
<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>監査役</u>を置く。</p>	<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関</u>を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p>
<p>第4章 取締役</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第12条 当社の取締役は、<u>3名以内</u>とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第12条 当社の取締役は、<u>3名以上7名以内</u>とする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第14条 取締役の任期は、選任後<u>10年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第14条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第15条 取締役が2名以上ある場合は、<u>そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第15条 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第16条 取締役会は、社長が招集し、<u>会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

	(取締役会の決議) 第17条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
【新設】	
(報酬等) 第16条 <条文省略>	(報酬等) 第18条 <現行どおり>
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の員数) 第17条 当社の監査役は、 <u>3名以内</u> とする。	(監査役の員数) 第19条 当社の監査役は、 <u>3名以上5名以内</u> とする。
(監査役の選任の方法) 第18条 <条文省略>	(監査役の選任の方法) 第20条 <現行どおり>
(監査役の任期) 第19条 監査役の任期は、選任後 <u>10年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <条文省略>	(監査役の任期) 第21条 監査役の任期は、選任後 <u>4年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <現行どおり>
(報酬等) 第20条 <条文省略>	(報酬等) 第22条 <現行どおり>
【新設】	(常勤の監査役) 第23条 監査役会は、その決議によって、 <u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
【新設】	(監査役会の招集通知) 第24条 監査役会の招集通知は、会日の <u>3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 監査役全員の同意があるときは、 <u>招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
【新設】	(監査役会の決議) 第25条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役の過半数をもって行う。</u>
(監査役の報酬) 第20条 <条文省略>	(監査役の報酬) 第26条 <現行どおり>
以下 <条文省略>	以下 <現行どおり> (条文番号繰下げ)

第3号議案 取締役選任の件

取締役3名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

取締役 A

取締役 B

取締役 E

第4号議案 監査役選任の件

監査役4名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

ただし、＜記載省略＞は社外監査役として選任する。

監査役 C

監査役 D

監査役 F

監査役 G

第5号議案 補欠取締役予選の件

法令又は定款で定める取締役の員数が欠けた場合に備えて、補欠取締役を下記のとおり予選することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

取締役候補者 H

取締役候補者 I

候補者の就任の優先順位は、第1順位をHとし、第2順位をIとする。



別紙 4

【平成30年 5月30日開催のエース株式会社の取締役会における議事の概要】

第1号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定された。

東京都港区甲町1番地

代表取締役 A

なお、被選定者は席上就任を承諾した。

第2号議案 支配人選任の件

大阪府中央区北町一丁目1番1号の当社大阪支店の支配人として、当社の取締役であるBを選任することが諮られ、原案のとおり可決承認された。

支配人 大阪府中央区丙町1番地 B

別紙 5

【平成30年 5 月30日現在のエース株式会社の株主名簿の抜粋】

取得年月日に関する記載は省略

	住所・氏名	株数
1	東京都中央区中央一丁目1番1号 クローバー株式会社	300株
2	東京都港区甲町1番地 A	90株
3	大阪府中央区丙町1番地 B	6株
4	東京都文京区丁町1番地 C	4株
5	東京都中央区中央一丁目1番1号 エース株式会社（自己株式）	100株

別紙 6

【平成30年 6 月20日開催のエース株式会社の取締役会における議事の概要】

第1号議案 株式無償割当ての件

下記の要領で、株式無償割当てを行うことが諮られ、出席取締役全員の一致をもって可決された。

記

1. 株主に割り当てる株式の数の算定方法

当社株式1株につき0.5株を割り当てる。なお、割り当てる株式は、全て新たに発行する。

1. 効力発生日 平成30年 6 月27日

第2号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定された。

大阪府中央区丙町1番地

代表取締役 B

別紙 7

【平成30年 6 月28日開催のエース株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって可決承認された（下線は変更部分）。

変更前	変更後
<u>(株式の譲渡制限に関する規定)</u> <u>第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。</u>	<b>【削除】</b>
(基準日) 第 8 条 <条文省略>	(基準日) 第 7 条 <現行どおり>
以下 <条文省略>	以下 <現行どおり> (条文番号繰上げ)

## 別紙 8

### 【司法書士法務道子の聴取記録（平成30年 5月31日）】

- 1 別紙 1 は、平成30年 5月30日現在におけるエース株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙 2 は、平成30年 1月30日の解散時におけるエース株式会社の定款であり、その後同年 5月29日まで、定款の変更に係る株主総会の決議を行ったことはない。
- 3 エース株式会社の平成30年 5月30日に開催された臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙 3に記載されているとおりである。
- 4 エース株式会社の平成30年 5月30日に開催された臨時株主総会の終結後直ちに開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席し、その議事の概要は別紙 4に記載されているとおりである。また、別紙 4の取締役会議事録には、取締役及び監査役の全員につき市町村に登録された印鑑が押されている。
- 5 エース株式会社の平成30年 5月30日に開催された臨時株主総会において監査役として選任された C、D、F 及び G と同社等との関わりは、同日時点で以下のとおりであり、別紙 1 から 7 までから判明する事実のほか、これら以外に社外性の判断に関わる事実はない。
  - C 平成13年 2月 1日～平成14年 2月28日 エース株式会社の取締役  
平成14年 2月28日～平成30年 5月30日 エース株式会社の監査役
  - D 平成13年 2月 1日～平成18年 2月25日 エース株式会社の取締役  
平成30年 1月30日～同年 5月30日 エース株式会社の清算人
  - F 平成29年 6月30日～平成30年 5月30日 クローバー株式会社の取締役
  - G 平成29年 6月30日～平成30年 5月30日 クローバー株式会社の会計参与
- 6 平成30年 5月30日現在におけるエース株式会社の株主名簿の抜粋は別紙 5のとおりであり、その後同年 6月26日まで、株主及びその有する株式数に変動はない。

別紙 9

【司法書士法務道子の聴取記録（平成30年6月29日）】

- 1 エース株式会社の平成30年6月20日に開催された取締役会には，取締役及び監査役の全員が出席し，その議事の概要は別紙6に記載されておりである。また，別紙6の取締役会議事録には，Aが登記所に提出している印鑑が押されている。
- 2 平成30年6月26日取締役Eが死亡した。
- 3 エース株式会社の平成30年6月28日に開催された臨時株主総会には，議決権のある株主全員が出席し，その議事の概要は別紙7に記載されておりである。

(注)問題番号が白抜き文字のところは、レジユメに問題が掲載されております。

科目	問題	正解	テーマ	難易度
憲法	1	2	プライバシー権	A
	2	3	法の下での平等	A
	3	4	条例制定権	A
民法	4	3	無効又は取消し	A
	5	3	代理	A
	6	1	時効	A
	7	2	物権的請求権	A
	8	5	即時取得	A
	9	5	相隣関係	A
	10	3	共有	A
	11	4	地役権	A
	12	3	担保物権の性質	A
	13	1	留置権の効力	A
	14	5	抵当権の効力	A
	15	4	譲渡担保	B
	16	4	詐害行為取消権	A
	17	5	弁済	B
	18	5	契約の解除	B
	19	4	委任契約又は請負契約	B
20	3	夫婦の財産関係	A	
21	3	認知	A	
22	4	共同相続	A	
23	4	相続人の不存在	B	
刑法	24	4	文書偽造の罪	A
	25	1	自首	C
	26	5	人の生命・身体に対する罪	B
商法	27	4	株式会社の設立	B
	28	3	譲渡制限株式の取得	B
	29	2	新株予約権	B
	30	4	取締役の責任	B
	31	1	監査役	A
	32	5	持分会社	A
	33	4	社債管理者	B
	34	4	吸収合併	B
	35	5	寄託(商法)	C

※本正解一覧表については、本試験直後の情報収集により発表するものです。

したがって、今後の情報によっては、正解に変更がありうることを予めご了承ください。

(注)問題番号が白抜き文字のところは、レジュメに問題が掲載されております。

科目	問題	正解	テーマ	難易度
民訴・民執・民法	1	2	訴訟の承継	B
	2	2	確認の訴え	B
	3	2	文書の証拠調べ	B
	4	2	簡易裁判所の訴訟手続	A
	5	4	再審	C
	6	2	民事保全	A
	7	5	執行文	B
書供託法・	8	4	司法書士・司法書士法人の業務	A
	9	5	供託の申請手続	A
	10	1	弁済供託	A
	11	2	担保(保証)供託	B
不動産登記法	12	3	登記の可否	A
	13	1	登記事項	B
	14	1	電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請	B
	15	1	代位による登記	A
	16	3	却下事由	C
	17	4	登記識別情報および登記完了証	C
	18	5	印鑑証明書	B
	19	4	登記識別情報	A
	20	3	所有権の保存の登記	A
	21	4	相続に関する登記	C
	22	3	賃借権の登記	B
	23	4	質権の登記	B
	24	4	抵当権又は根抵当権の登記	B
	25	4	信託の登記	C
	26	4	仮登記	B
	27	4	登録免許税	B
商業登記法	28	2	印鑑の提出	B
	29	5	株式会社の設立の登記	B
	30	4	募集株式の発行による変更の登記	B
	31	5	種類株式の登記	B
	32	5	解散の登記後に申請できない登記	B
	33	4	吸収合併による変更の登記	B
	34	3	特例有限会社の登記	B
	35	5	合資会社又は合同会社の登記	B

※本正解一覧表については、本試験直後の情報収集により発表するものです。

したがって、今後の情報によっては、正解に変更がありうることを予めご了承ください。

※第21問につきましては、若干の疑義が残りますが、問題文をシンプルに解釈するものと判断し、

解答番号を「4 or 5」⇒「4」へ変更させていただきました。

2018年7月2日 12:30時点

**TAC**